

傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を遵守願います。

1. 会議開催中は、会長の指示に従い、静粛に傍聴すること。
2. 会場において、発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により、賛否を表明しないこと。
3. 張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用する、示威的行為等をしてしないこと。
4. 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
5. 会場内で写真撮影、録音、録画等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
6. その他、会場の秩序を乱し、会議の進行を妨げるような行為をしてしないこと。
7. 傍聴者は、会議の傍聴をするにあたっては、係員の指示に従うこと。
8. 傍聴者が上記に違反した場合は、これを注意し、なお、これを改めない場合は、退場していただくことがあります。